平成２５年（フ）第５２９号
大阪府泉大津市池浦町３丁目８番２号
債務者　大庭規久子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５４９号
大阪府泉南市樽井８丁目14番18―407号
債務者　岩﨑　昌三
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５５４号
大阪府泉南郡熊取町桜が丘１丁目18番13号
債務者　田川　之彦
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５５５号
大阪府岸和田市西之内町16番11―302号、前住所大阪府岸和田市磯上町６丁目２番９号
債務者　富田健太郎
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５５６号
大阪府岸和田市土生町2132番地の１新川マンション204号
債務者　今井　真由（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３４号
奈良市井上町10番地
債務者　丸尾　大輔
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３６７号
奈良市学園大和町六丁目708番地の１　107号、申立時の住所奈良県大和郡山市小泉町1885番地80
債務者　森　　佳子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３８５号
奈良市佐保台２丁目1657番地の117
債務者　伊納ハマ子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２７５号
香川県高松市木太町1795番地３
債務者　住谷　　章
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６９号
福岡県大牟田市南船津町２丁目１番地15　田所方
債務者　吉田　　香（旧姓　大跡）
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第８７２号
千葉県船橋市上山町１丁目109番地17　レジデンスロイヤルガーデンＡ―107号
債務者　池岡有紀こと　ＰＡＴＲＩＣＩＡ　ＹＵＫＩ　ＩＫＥＯＫＡ
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７８号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目３番２―510号
債務者　横山　　徹
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７９号
千葉県東金市田間2114番地
債務者　横山　貴子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９８２号
千葉市美浜区真砂１丁目11番12棟109号
債務者　井上　舞子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９８４号
千葉市緑区あすみが丘５丁目８番地13
債務者　藤代　美穂
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９９６号
千葉県船橋市新高根２丁目９番11号
債務者　樋田健太郎
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９９９号
千葉市緑区おゆみ野４丁目８番地７　サンブライト３―101号
債務者　河野　桂子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０００号
千葉市緑区おゆみ野南３丁目７番地２　ユアヒルズグランデ102号
債務者　藤原　照美
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係